

監査委員公表第5号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4号の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和7年2月21日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
定期監査
2. 監査の実施日
令和6年12月26日（木）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 羽根 かほる
4. 監査対象とした部課等
総務部防災安全課
健康福祉部子育て・健康課
5. 監査の範囲
令和6年度8月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

(1) 防災安全課

交通安全対策に関すること、自転車等対策に関すること、防犯に関すること、地域防災計画に関すること、危機管理対策に関すること等を担当している。

(2) 子育て・健康課（子育て支援班）

児童手当に関すること、こども医療費の助成に関すること、百合が丘保育園の管理運営に関すること、学童保育に関すること、子育てサロン及び一時預かり事業に関すること等を担当している。

(3) 栄通り子育てサロン

乳幼児連れの親子が憩える場の提供及び子育て家庭が抱える育児不安などについての相談を受けるなど、「お友だちをつくったり」「お母さん同士が気軽におしゃべりしたり」「育児相談員に相談」できる、子育て支援を推進する施設である。

(4) 子育て・健康課（保健センター：育成相談班、健康づくり班）

町民の健康保持増進の拠点として、相談や事業、会議を実施している。

母子保健法の規定に基づく母子健康手帳交付・健康診査・訪問指導に関すること、子育て世代包括支援に関すること、予防接種事業に関すること、特定健康診査及び特定保健指導に関すること、新型コロナウイルスワクチン接種に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

また、栄通り子育てサロンは、設置目的に沿って管理及び運営されていると認められる。

以上